

令和3年度 学校訪問指導 実施要項

1	目的	p. 1
2	種類	
3	助言・指導等をする事項	
4	令和3年度学校訪問指導の重点	
5	実施上の留意事項	p. 2
	【学校運営・教育課程の管理等】	
	① 派遣指導主事による学校訪問指導	
	【人材育成】	
	② 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導	
	③ 初任者研修に係る学校訪問指導	p. 3
	④ フォローアップ研修に係る学校訪問指導	
	⑤ 教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導	p. 4
	⑥ 講師等を対象とした学校訪問指導	
	【授業力向上】	
	⑦ 研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導	p. 5
	⑧ 学習指導要領実施に伴う学校訪問指導	
	【生徒指導】	
	⑨ 生徒指導に係る学校訪問指導	p. 6
	【特別支援教育】	
	⑩ 特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導	
	⑪ 特別支援学級、通級指導教室に係る学校訪問指導	p. 7
	⑫ 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導	
	⑬ 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援	p. 8
	【児童生徒支援、授業づくり等支援】	
	⑭ 複数の指導主事等による相談型学校訪問支援	
6	今後の手続きについて	p. 9
7	年度中途における学校訪問指導の派遣申請について	
8	市町教育研究会等からの講師の派遣申請について	
9	その他	

出雲教育事務所

1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力育成推進プラン、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

2 種類

(1) 学校運営、教育課程の管理等に係る学校訪問指導

主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた助言・指導等を行う。

(2) 学習指導等に係る学校訪問指導

主として、学校等の申請に基づき、教科等における指導力の向上、生徒指導、特別支援教育、人権・同和教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふろさと教育、幼児期の教育・保育及び指定事業等に係る助言・指導等を行う。

3 助言・指導等をする事項

(1) 学校運営の改善、評価等に関すること。

(2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること。

(3) 島根県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。

(4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。

(5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること。

(6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

4 令和3年度学校訪問指導の重点

「学校のニーズに応じた学校訪問指導の充実」をめざして

重点1 新教育課程をふまえた授業づくりの支援

- 「育成を目指す資質・能力を明確にした授業」及び「主体的・対話的で深い学びの視点による授業」について、重点を絞った分かりやすい助言に努める。
- 「指導と評価の一体化」に係る助言や研修を充実させる。

重点2 経験年数の少ない先生方に対する授業づくり等支援

- 日々の授業づくりの相談などに活用できる「授業づくり支援」を新設する。
- 特別支援教育を担当する先生方のニーズに寄り添った支援の充実を図る。

重点3 「連携」を大切にした多面的な視点からの支援

- 学校からの求めにより、学力育成担当、生徒指導担当、特別支援教育担当の複数の指導主事が連携して訪問できるようにする。
- 指導主事と社会教育主事が連携して、地域に関わる学習の充実に向けた支援をする。

6 今後の手続きについて（令和3年度 学校訪問指導希望調査書 参照）

- 「令和3年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」及び「希望調査書 様式1～6」に必要事項を記入して提出する。
※様式1～6については、該当・希望する学校訪問指導の様式のみ提出する。
- 「主任、学級担任等氏名表」に必要事項を入力して提出する。



< 提出先 > 出雲教育事務所

< 提出方法 > ○「令和3年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」

「希望調査書 様式1～6」のうち該当・希望するもの

➡ FAXで送信（添書不要） **FAX** 0853-30-5686

○「主任、学級担任等氏名表」

➡ メールで送信（添書不要） **E-mail** izumokyoiku@pref.shimane.lg.jp

手書きの場合はPDFにして送信

< 提出期限 > 令和3年4月16日（金）

○学校と調整のうえ、教育事務所で訪問期日、訪問者を決定し、「令和3年度 学校訪問指導計画」を電子メールで各学校に送信する。（5月中旬を予定）

○訪問当日までの流れ

- ・「(a)授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導」を実施する場合、訪問日の2週間前までに教育事務所から学校に電話連絡をして、日程及び授業構想、指導案作成等の相談について確認する。その後、詳細な日程及び学習指導案を紙媒体で、訪問日の1週間前までに学校から教育事務所へ送付する。
- ・「(a)授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導」を実施せず、「(b)授業づくり支援」を単独で希望する場合、単元導入前など早めに教育事務所に電話連絡をして相談する。

7 年度中途における学校訪問指導の派遣申請について

○年度中途に学校訪問指導の必要が生じた場合には、事前に教育事務所に連絡する。

○期日や内容等を確認したうえで、学校訪問指導が可能である場合には出雲教育事務所長あてに【様式7 学校からの学校訪問指導中途派遣申請書】を訪問日の2週間前までに提出する。

8 市町教育研究会等からの講師の派遣申請について

○講師派遣依頼の必要が生じた場合には、事前に教育事務所に連絡する。

○期日や内容等を確認したうえで、講師派遣が可能である場合には出雲教育事務所長あてに【様式8 市町教育委員会等からの講師派遣申請書】を訪問日の2週間前までに提出する。

9 その他

○新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、訪問日時等を変更することがある。その場合、教育事務所より学校に別途詳細の連絡をする。